

「調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（案）」・「調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）」の概要について

## 1 個人市民税（市税賦課徴収条例）

住宅ローン控除の見直しによる個人市民税の対応（施行期日：令和5年1月1日）

所得税（国税）における住宅ローン控除の期間延長に伴い、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する特例措置について、適用期間を延長する。

なお、この措置の減収額については、全額国費で補填する。

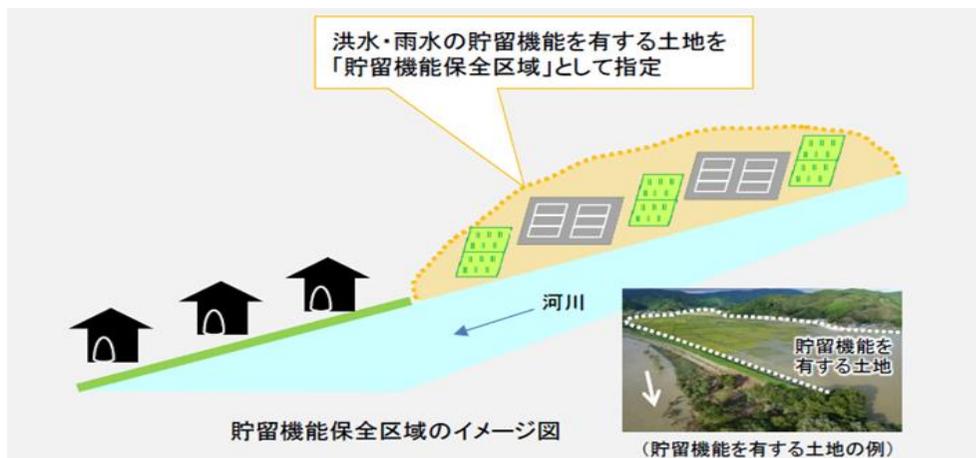
居住年	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除限度額	9万7,500円	13万6,500円	9万7,500円

※特例措置の延長期間及び控除限度額は上記表の太枠部分

## 2 固定資産税（市税賦課徴収条例）・都市計画税（都市計画税賦課徴収条例）

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（施行期日：公布の日）

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域（※）として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後の最初の3年間、課税標準を3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。



※貯留機能保全区域とは、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸水した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められるもの。